

資料 2

令和 8 年 1 月 28 日(水)
令和 7 年度 第 2 回
沖縄県国民健康保険運営協議会

予算案の概要

～令和 8 年度沖縄県国民健康保険事業特別会計～

沖縄県 保健医療介護部
国民健康保険課

令和8年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算案の概要

(単位:億円)

歳入	R8年度 予算額	R7年度 予算額	増減額	備考(増減要因など)
国庫支出金	623	611	12	・国庫補助金(調整交付金)交付見込額の増。
国保事業費 納付金	489	497	▲8	
前期高齢者 交付金	387	363	24	・前期高齢者給付費見込額等の増。
繰入金	116	119	▲3	
その他	11	15	▲4	
合計	1,626	1,605	21	

(単位:億円)

歳出	R8年度 予算額	R7年度 予算額	増減額	備考(増減要因など)
保険給付費等 交付金	1,253	1,250	3	・被保険者数 R7:353,489人→R8:338,924人 ・一人当たり診療費 R7:385,630円→R8:403,404円
後期高齢者 支援金	257	259	▲2	
介護納付金	87	89	▲2	
子ども・子育て 支援納付金	22	0	22	・令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が施行。
その他	7	7	0	
合計	1,626	1,605	21	

※ 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。

用語解説

用語	内容
前期高齢者納付金・交付金	前期高齢者の財政調整は、保険者間において生じている前期高齢者（65歳以上75歳未満）に係る医療費の不均衡を調整する仕組みで、前期高齢者加入率の全国平均を基準として、前期高齢者加入率が全保険者平均を下回る保険者は、社会保険診療報酬支払基金へ前期高齢者納付金を納付し、前期高齢者加入率が全保険者平均を上回る保険者は、社会保険診療報酬支払基金から前期高齢者交付金が交付される。
調整交付金	普通調整交付金：都道府県間の所得水準を全国レベルで調整するために、国から交付される。 特別調整交付金：20歳未満の被保険者数に着目するなど、都道府県及び市町村の特別な事情を考慮して交付される。
県繰入金	保険給付費等交付金、国民健康保険運営事務費等の財源とするため、保険給付費等の9%相当分を県一般会計から繰り入れるもの。
国保事業費納付金	保険給付費等交付金の財源とするため、医療給付費等の見込みを立てた上で、公費等の抛出で賄われる部分を除いた額を「国民健康保険事業費納付金」として市町村が県に納付するもの。
保険給付費等交付金	普通交付金：市町村が保険給付に要した費用を全額交付する。 特別交付金：市町村の個別の事情に着目した財政調整を行うために交付するもの。
後期高齢者支援金	平成20年度から開始された後期高齢者医療制度に対して導入された制度で、後期高齢者医療に係る財源として、国保を含めた各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金へ抛出する。
介護納付金	40歳以上65歳未満の国保被保険者について賦課した介護保険料について、介護保険の給付費に要する費用の財源として、社会保険診療報酬支払基金に納める経費。
子ども・子育て支援納付金	令和8年度から子ども・子育て支援金制度が施行されることに伴い、こども・子育て世帯への支援の拡充等に要する費用の財源として、社会保険診療報酬支払基金に納める経費。
特別高額医療費共同事業抛出金	共同事業費抛出金は、特別高額医療費共同事業における各都道府県抛出金に要する経費である。 特別高額医療費共同事業とは、レセプト1件当たり420万円を超える医療費が発生した保険者の財政運営の不安定を緩和するための事業で、国保中央会が各都道府県から抛出金を集め、レセプト1件当たり420万円を超える医療費のうち、200万円を超える額の10分の2を対象として、財源を再配分する。
財政安定化基金	沖縄県国民健康保険財政安定化基金は、国民健康保険の財政の安定化を図るため災害や予期せぬ給付増や保険料（税）収納不足により財源不足となった場合等に備えるために設置されたもの。 県の国保特会の財政を安定化させるための取り崩しや、特定の市町村に対する貸付・交付等を行う。なお、基金の取り崩し等を実施した場合は、その分が翌々年度の納付金に上乗せされる。

平成30年度(制度改正)以降 国保財政イメージ

R8予算額(沖縄県計上分)

